

デジタルコンテンツ系専門職大学院基準の改定について（概要）

○ 基準改定の経緯・理由

- ・ 2017 年度に開始したデジタルコンテンツ系専門職大学院認証評価では、デジタルコンテンツ系分野の高度専門職業人教育の質保証に取り組むべく、デジタルコンテンツ系専門職大学院に必要な事項を定め、これまで対象となる大学院に対し2度の評価を行ってきた。なお、法令改正に応じて一部改定は行ってきたものの、基準全体の改定は今回が初めてとなる。
- ・ この度の改定では、自己点検・評価及びデジタルコンテンツ系専門職大学院認証評価をより効率的、かつ効果的に行えるようにすべく、基準全体や「評価の視点」の構成を改めて整理した。
- ・ これまでに定めた当該分野の高度専門職業人に必要な能力やこれを涵養するための教育課程に求められる要素は引き継ぐこととする。ただし、時代の変化にあわせた表現に更新したほか、コンテンツの「マネジメント」が重要であることや、こうした過程に必要な知的財産についても学べるよう配慮することなどを明確化した。
- ・ 基準の改定にあたっては、本協会の「基準委員会」のもとに「デジタルコンテンツ系専門職大学院基準検討小委員会」を設置し、審議・起案を行い、「基準委員会」での審議の後、本協会理事会にて基準改定を決定した。

○ 主な改定点、基準の概要

(1) 効率的かつ効果的な自己点検・評価及び認証評価の実施に向けた取組み

①大項目の整理・統合

- ▶ 機関別認証評価と重複する大項目を整理するとともに、専門職大学院の教育を中心とした基準体系を明確に示すため、大項目を変更する。

| 現行基準 | | 基準（改定後） |
|--------------|---|----------------|
| 大項目 | | 大項目 |
| 1 使命・目的 | | 1 使命・目的 |
| 2 教育内容・方法・成果 | | 2 教育課程・学習成果、学生 |
| （1）教育課程・教育内容 | ⇒ | 3 教員・教員組織 |
| （2）教育方法 | | 4 専門職大学院の運営と |
| （3）成果 | | 改善・向上 |
| 3 教員・教員組織 | | |
| 4 学生の受け入れ | | |
| 5 学生支援 | | |
| 6 教育研究等環境 | | |

| |
|--------------|
| 7 管理運営 |
| 8 点検・評価、情報公開 |

| |
|--|
| |
|--|

※基準（改定後）と現行基準の大項目の主な対応関係

| 現行基準 | | 基準（改定後） |
|--|---|-------------------|
| 1 使命・目的 | → | 1 使命・目的 |
| 2 教育内容・方法・成果 (1) 教育課程・教育内容 (2) 教育方法 (3) 成果 | | |
| 4 学生の受け入れ | → | 2 教育課程・学習成果、学生 |
| 5 学生支援 | | |
| 6 教育研究等環境 (※図書館、自習室など学生に関する環境) | | |
| 3 教員・教員組織 | | |
| 6 教育研究等環境 (※研究室など教員に関する環境) | → | 3 教員・教員組織 |
| 7 管理運営 (※ただしデジタルコンテンツ系専門職大学院の教育を審議・決定する組織のみを残し、他は機関別認証評価の範疇として廃止) | | |
| 8 点検・評価、情報公開 | → | 4 専門職大学院の運営と改善・向上 |

②法令要件等の表データ化

- ▶ 基準構成を見直し、法令要件等の基礎要件を「デジタルコンテンツ系専門職大学院基準に関する基礎要件データ」において明示する。

| 現行基準 | | 基準（改定後） |
|---------------------------|---|---------------------------------|
| 構成 「本文」 「評価の視点」 | ⇒ | 構成 「本文」 「基礎要件」 「評価の視点」 |

- ▶ これに伴い、大学が自己点検・評価する際も、基礎要件を充足しているか否かは上記基礎要件データの各表において確認し状況を記載することとし、点検・評価報告書に記載することは原則不要とする。ただし、同表では説明できない事項（適切性や妥当性など）や基礎要件を満たしていない事項についての改善計画等については、点検・評価報告書における説明が必要となる（※「デジタルコンテンツ系専門職大学院基準に関する基礎要件データ」冒頭の説明を参照）。

- ▶ 現行基準では、「評価の視点」をF群（Fundamental）・L群（Legal）・A群（Advanced）に区分しているものの、法令要件を含む基礎要件を表にとりまとめることから、「評価の視点」の区分を廃止する。
- ▶ 「デジタルコンテンツ系専門職大学院基準に関する基礎要件データ」には、法令要件ではないものの、評価の視点に係るデータも含めていることから、現在の評価で提出を求めている「基礎データ」を廃止する。
- ▶ 上記のように、法令要件等を基礎要件データの中で具体的に定めることとしたほか、大項目を整理することにより、評価の視点数が以下の通り変更となる。

| 旧基準（現行基準） | 評価の視点数 | 新基準（基準（改定後）） | 評価の視点数 | 基礎要件データの表数 |
|--------------|--------|-----------------------|--------|------------|
| 大項目 | | 大項目 | | |
| 1 使命・目的 | 5 | 1 使命・目的 | 2 | 1 |
| 2 教育内容・方法・成果 | 計 34 | 2 教育課程・学習成果、 学生 | 21 | 9 |
| （1）教育課程・教育内容 | 14 | | | |
| （2）教育方法 | 19 | | | |
| （3）成果 | 1 | | | |
| 3 教員・教員組織 | 16 | 3 教員・教員組織 | 9 | 7 |
| 4 学生の受け入れ | 8 | | | |
| 5 学生支援 | 8 | | | |
| 6 教育研究等環境 | 12 | | | |
| 7 管理運営 | 8 | 4 専門職大学院の運営 と改善・向上 | 8 | 1 |
| 8 点検・評価、情報公開 | 9 | | | |
| 計 | 100 | 計 | 40 | 18 |

以 上